破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３２号
函館市桔梗町379番地47　テクノガーデンⅢ101
債務者　村上　優子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第５０号
函館市東山３丁目２番16号
債務者　菅原　　圭
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第５３号
函館市深堀町32番５―206号
債務者　木村香保子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第７号
山口県宇部市中村１丁目５番５―202号
債務者　村上　政則
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１９号
三重県志摩市志摩町和具3089番地６
債務者　前田　政吉
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第２９１号
大阪府茨木市東太田４丁目１番60号の６
債務者　上窪　龍平
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９８号
大阪市生野区**巽**南５丁目17番６―405号
債務者　トーレス利幸
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６４４号
大阪府門真市末広町４番16号
債務者　北島　政浩
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６７６号
大阪府箕面市坊島３丁目２番15号、前住所大阪府箕面市白島３丁目３番７号
債務者　河本　静枝（旧姓白井）
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７１９号
大阪市東住吉区東田辺１丁目19番12―4009号
債務者　吉村　朋子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７４０号
大阪市天王寺区真田山町５番33号　エステート真田山301号
債務者　渡部利智子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７７８号
大阪市港区波除１丁目２番５―508号
債務者　河内　　学
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７８６号
大阪府東大阪市岩田町５丁目20番12号
債務者　林　　輝昭
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３３号
千葉県成田市三里塚御料１番地238　ニューシティー大久保104号
債務者　平尾こづえ
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２５５号
千葉県佐倉市稲荷台２丁目７番地10
債務者　千**葉**　久也
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１号
千葉県四街道市大日40番地　グランドールＢ101
債務者　高橋フミ子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１５号
千葉県八街市朝日348番地67
債務者　實川　照雄
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部